

# 国家戦略特別区域法の施行に伴う 道路法の特例について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(この春から竹林係員の後任として新規採用の大野係員が着任した。)

栗本係員

大野さん、仕事には慣れてきたかな？

大野係員

はい、おかげさまで少しずつ慣れてきました。でもまだまだ分からないことが多いので勉強中です。

栗本係員

僕も今、国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて勉強しているから一緒に勉強しようか。

大野係員

はい。頑張ります。

栗本係員

まずは新たにどんな特例が設けられたかわかるかな？

大野係員

本来であれば、道路法第33条第1項の無余地性の基準を適用しなければいけないんですけど、その適用が除外されることになりました。

栗本係員

そうだね。では、どういう場合に無余地性の基準の適用を除外できるのかな？

大野係員

それは、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられる場合だと思います。

## 栗本係員

ちなみに、無余地性の基準を除外したのは、道路の通行者などにとって、利便の増進になる食事施設などが道路区域に設置されることが望ましいといえる場合があるからなんだ。もちろん、これは厳格な手続きを定めたからこそできるものなんだけど、その手続きがどういうものかも勉強しないといけないね。

道路占用許可手続きを行うにあたって、まず政府が定めなければいけないものがあるんだけど、何かわかるかな？

## 大野係員

はい、最初に、政府が国家戦略特別区域における産業の国際協力の強化と国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義と目標などを盛り込んだ「国家戦略特別区域基本方針」を策定する必要があります。

## 栗本係員

そうだね、この国家戦略特別区域基本方針は国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて案を作成し、閣議で決定することになっているんだよ。

じゃあ、その基本方針が決定されたあとの手続きは何になるかな？

## 大野係員

その次は、内閣総理大臣が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標やその達成のために取り組むべき政策課題を盛り込んだ「区域方針」を定めることになります。

## 栗本係員

そう、国家戦略特別区域基本方針に即した区域方針を定めることになるんだね。区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議と関係地方公共団体の意見も聴かなければいけないよ。

国家戦略特別区域基本方針、区域方針が定まったら、次は何だろう。

## 大野係員

次は、国家戦略特別区域ごとの区域計画の作成になります。

## 栗本係員

そうだね、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び内閣総理大臣が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として選定した者は、国家戦略特別区域会議を組織するとともに、国家戦略特別区域計画を作成して、内閣総理大臣の認定を申請することになるんだ。

この計画には、特定事業の内容や特定事業ごとの道路法等の規制の特例措置の内容等を定めることになっているんだ。

## 大野係員

もしかして、その規制の特例措置というところで、さっき言っていた無余地性の基準の適用を除外することができるという話が出てくるんですか？

## 栗本係員

そうなんだ。現行制度では、道路の占用というのは道路管理者の許可が必要なのはわかるよね。道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであり、道路法施行令で定める基準に適合する場合に限り、許可をすることができるとしているんだ。

## 大野係員

この制度が国家戦略特別区域法などによって緩和されるんですね。

## 栗本係員

国家戦略特別区域計画で定めたエリアでのみ、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合に限り道路の占用が認められるという占用許可基準の適用を除外できるようにしたんだ。

この制度では、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定める施設等について国家戦略特別区域計画に記載することができるようになっているよね。

さて、この政令で定める施設等とは具体的に何かな。

## 大野係員

はい、まずは広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものがあります。

## 栗本係員

そうだね、それは情報提供機能だけでなく、良好な道路交通環境を創出するものであること、また、現出した美しい街並みが国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者に対する都市の魅力を向上させるものであるため、国際的な経済活動の拠点の形成等に寄与することから規定したんだよ。

次は何かな？

## 大野係員

標識、ベンチ、街灯その他これに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものと、食事施設、購買施設その他これに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものがあります。

## 栗本係員

そうだね、これらの規定により設置できる、例えば無料巡回バスのバス停や常設のオープンカフェの設置などは、道路通行者等の利便に資するとともに、国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者の生活環境を向上させ、国際的な経済活動の拠点の形成等に寄与するものであることから、これも規定したんだよ。

他にはあるかな？

## 大野係員

他には、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものがありますね。

## 栗本係員

そう、レンタサイクル事業のために設ける自転車駐車器具は、歩行者に新たな交通手段を提供することで道路通行者の利便に資するものであって、国際的な活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者の交通の利便を向上させ、国際的な経済活動の拠点の形成などに寄与するものであることから規定したんだね。

これで終わりかな？

## 大野係員

いえ、あと一つあります。競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しであって国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者若しくは滞在者の参加が見込まれるものために設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもので、①広告塔、ベンチ、街灯その他これに類する工作物、②露店、商品置場その他これらに類する施設、③看板、標識、旗ざお、幕、アーチが政令で定められています。

## 栗本係員

今言ってくれたものは、その設置が円滑に進むことにより、国際的な経済活動に関連する企業及び事業者等の経済活動を活性化させるものであるため、国際的な経済活動の拠点の形成等に寄与することから規定したんだよ。

## 大野係員

すごく色々なものが特例として措置されているんですね。

## 栗本係員

そうなんだよ。国家戦略特別区域計画で定めたエリアで道路の占用基準を柔軟化することで、国家戦略特別区域計画が定められる以前では許可することができなかった占用物件であっても、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化に貢献して、一定の基準に適合する場合には占用を許可することができることとなったんだ。

## 大野係員

なるほど。

## 栗本係員

国家戦略特別区域というのは、都市機能の高度化などに資する事業を実施することによって、我が国の経済社会の活力の向上と持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域なんだけども、このような区域において、都市機能の高度化等を図るために必要な物件を設置することは、これに付随して道路交通環境の維持と向上措置が行われるということを併せて考えると、道路区域内に設置されることが望ましいと考えられるんだ。

## 大野係員

なるほど、道路区域内に設置されることが望ましい場合もあるんですね。

## 栗本係員

ちなみに、国家戦略特別計画には、国家戦略道路占用事業に係る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路の区域を定めることとされているんだけど、国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略道路占用事業を定めようとするときは、あらかじめ、区域計画に定めようとする道路の区域を管轄する都道府県公安委員会に協議して、その同意を得なければならないんだ。

## 大野係員

道路管理者だけではなく、公安委員会への協議も必要なんですね。

## 栗本係員

それでは最後に、占用特例の運用手続について整理してみようか。

まず、申請者から占用許可申請書を受ける際には、何に注意したらいいだろうか。

## 大野係員

はい、必ず道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられることが記載してあるかを確認します。

## 栗本係員

そうだね、その他に占用許可と併せてやらなければいけないことがあると思うんだけどわかるかな？

## 大野係員

道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができない場合に、警察署長に対し協議を行う必要があります。

## 栗本係員

そうだね。では、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加えて、他の条件も加えなければいけないんだけど何かわかるかな？

## 大野係員

それは、①占用主体より申請時に添付された道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるということを担保すること、②占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の措置が既得権益化しないよう担保すること、③国家戦略特別区域計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること、です。

## 栗本係員

そうだね、通常の占用許可の許可条件に加えて、そういったものを加えなければいけないんだよね。こういった厳格な手続きを定めた上で無余地性の基準を除外したんだね。

最後になるけど、占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止され、それまでの占用主体とは異なる者が占有することとなった場合には、従来の占有主体に対して原状回復方法や物件の引き継ぎなど

必要な指示を行わなければいけないよ。

**大野係員**

占有主体が変わる時にはそういったことを、占有主体がやらなければいけないんですね。

**栗本係員**

占有が終わった後の指示も出しておかないと、大変なことになってしまうからね。

そういうことで、今日はこれくらいにしておこうか。2人で勉強するとお互い気づかないところをフォローできていいね。

また、いろいろ勉強しようかね。

**大野係員**

はい。

**栗本係員**

(大野さん、新規採用なのによく勉強していて頼もしいな。僕もがんばらなければ!)